

## 港区止水板の設置工事等助成要綱

令和 8 年 3 月 3 1 日  
7 港街土第 1 7 5 1 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、港区（以下「区」という。）内の建築物に止水板を設置する工事等の経費について、区がその一部を助成することにより、止水板の設置を促し、もって浸水による建築物の被害の防止又は軽減を図り、水害から区民の生命と財産を守ることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、止水板とは、建築物に水が浸入することを防止するために当該建築物の開口部等に設置するものであって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 浸水に耐え得る材質であること。
- (2) 水の流入を防止する主要な部分の取り外し又は移動が可能なものであること。

### (助成対象建築物)

第 3 条 助成金の交付の対象となる建築物（以下「助成対象建築物」という。）は、区内に存する建築物とする。ただし、次に掲げる建築物を除く。

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日以後に建築確認を受け、都市開発諸制度（再開発等促進区、高度利用地区、特定街区、総合設計及び都市再生特区をいう。）を活用した建築物
- (2) 止水板の設置工事等について、区、国、地方公共団体その他これに準ずる者から止水板の設置工事等に係る助成金等の交付を受けて工事を行った建築物又は交付を受けて工事を行う予定のある建築物

### (助成対象者)

第 4 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、区内に助成対象建築物を所有し、若しくは賃借している者（当該建築物の全部、または一部を賃借している者を含む。）又はマンション管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 2 条第 3 号に規定する管理組合をいう。）とする。ただし、国、地方公共団体その他これに準ずる者を除く。

### (助成対象経費)

第 5 条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が行う次に掲げる止水板の設置工事等に要する費用とする。

- (1) 建築物の内壁又は外壁に止水板を設置する工事
  - (2) 土間コンクリート打設等の止水板を設置するために必要な関連工事
  - (3) 簡易型止水板（工事を伴わずに設置することができる止水板をいう。）の購入
  - (4) その他建築物への浸水を防ぐための対策に係る事業として、区長が必要と認めるもの
- (助成金の額等)

第 6 条 この要綱による助成金の額（以下「助成額」という。）は、次に掲げる額のいずれ

か少ない額とし、予算の範囲内で交付する。

(1) 助成対象経費の実支出額に5分の4を乗じた額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(2) 150万円

(事前協議)

第7条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、止水板の設置工事等に着手する前までに港区止水板の設置工事等助成金事前協議申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

(1) 止水板を設置する個所の案内図、位置図及び写真

(2) 止水板の設置に係る計画図面及び止水板の仕様が明示されている図面類

(3) 止水板の設置に係る見積書の写し

(4) 止水板を設置する土地及び建築物の登記事項証明書

(5) 土地・建物所有者止水板設置工事等承諾書(第2号様式)(申請者が建築物の賃借人である場合に限る。)

(6) 止水板の設置に関して集会の決議をしたことを証する書類(申請者がマンション管理組合の場合に限る。)

(7) 委任状(第3号様式)(申請者の代理人が申請する場合に限る。)

(8) その他区長が必要と認める書類

(事前協議に対する回答)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することを適当と認めるときは港区止水板の設置工事等助成金事前協議承認通知書(第4号様式)により、助成金を交付することが適当でないと認めるときは港区止水板の設置工事等助成金事前協議不承認通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。  
(助成対象工事の変更)

第9条 前条の規定による事前協議の承認を受けた申請者(以下、「承認を受けた者」という。)は、第7条の規定による事前協議の内容を変更しようとするときは、港区止水板の設置工事等助成金事前協議変更申請書(第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに区長に申請しなければならない。ただし、当該変更の内容が軽微なものと区長が認める場合については、この限りではない。

(1) 第7条の規定により提出した書類のうち、当該変更に係るもの

(2) その他区長が必要と認める場合

2 区長は、前項の規定による変更の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、港区止水板の設置工事等助成金事前協議変更承認通知書(第7号様式)により、その内容が適当でないと認めるときは、港区止水板の設置工事等助成金事前協議変更不承認通知書(第8号様式)により、承認を受けた者に通知するものとする。

(工事の取りやめ)

第10条 承認を受けた者は、工事の完了前に当該工事を取りやめようとするとき又は助成金の交付を辞退しようとするときは、港区止水板の設置工事等取りやめ届(第9号様式)

を区長に提出しなければならない。

(完了報告)

第11条 承認を受けた者は、助成対象経費に係る工事等が完了したときは、交付承認のあった日の属する年度の3月末日までに港区止水板の設置工事等完了報告書(第10号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 平面図、立面図、設置図、構造図等のしゅん工図その他の止水板の設置を示す図面
- (2) 止水板の設置工事等を撮影した写真
- (3) 助成対象経費の支出に係る領収書の写し
- (4) その他区長が必要と認める書類

(助成額の確定及び通知)

第12条 区長は、前条の規定による完了報告書の提出を受けた場合、その内容の審査及び必要に応じて行う現地確認により、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成額を確定し、港区止水板の設置工事等助成額確定通知書(第11号様式)により、承認を受けた者に通知する。

(助成金の交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた承認を受けた者は、速やかに、港区止水板の設置工事等助成金請求書(第12号様式)により区長に助成金の交付の請求をするものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、承認を受けた者に助成金を交付するものとする。

(維持管理義務)

第14条 前条の規定による助成金の交付を受けた者(以下「交付を受けた者」という。)は、当該助成金に係る止水板を良好に維持管理しなければならない。

(決定の取消し)

第15条 区長は、承認を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定又は助成額の確定の全部又は一部を取り消す。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 港区暴力団排除条例(平成26年港区条例第1号)第12条第2項の規定に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱又は法令の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により、交付の決定又は助成額の確定を取り消したときは、港区止水板の工事等助成金事前協議承認・助成額確定取消通知書(第13号様式)により、承認を受けた者又は交付を受けた者に通知する。

(助成金の返還)

第16条 区長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第17条 交付を受けた者は、第15条第1項の規定によりこの補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては、既返還額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 交付を受けた者に対し補助金の返還を命じた場合において、当該交付を受けた者が定められた納期日までに返還金を納付しなかったときは、当該交付を受けた者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

#### 付 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。